



## 千葉大学ユニオンニュース 第59号 2010年9月22日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

千葉大学ユニオン事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館401室 メールアドレス：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 FAX専用：020-46666229 ☆職場でお気づきのこと、質問、ご意見をお寄せください。

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/> 最新のニュースがご覧いただけます。

### 皆様に書き込み頂けるインターネット掲示板を開設致しました！

#### 皆様に書き込み頂けるインターネット 掲示板を開設致しました！

千葉大学教職員間のコミュニケーションボードとして、また、教職員の皆様からユニオン執行部へのご意見をお寄せ頂く手段として、下記URLにインターネット掲示板を作成致しました。

<http://218.45.28.246/chibaunion-bbs/unionbbs.cgi>

お昼休みや休憩時間などに是非ご覧頂ければ幸いです。また、ご意見や情報発信などございましたら、ご遠慮なく書き込みを頂きますようお願い申し上げます。ただし、この掲示板へのアクセスは千葉大学内からに制限されております。また、ご利用の際には、トップページにあります「留意事項」をクリックして頂き、この「留意事項」を良くお読み頂いた上でご活用頂きたいと存じます。

現在、次のようなトピックスを設定し、皆様方からの書き込みをお待ち致しております。

- ・趣味やスポーツの会などへのお誘いやイベント等のご案内
- ・私からちょっと
- ・ユニオン会員数アップに関するアイデア
- ・非常勤職員の待遇に関すること
- ・無駄な残業を減らすための妙案
- ・もし私が学長だったら
- ・千葉大学ユニオン執行部へのご要望やご意見
- ・本掲示板に対するご意見やここでの話題として取り上げてほしいこと

ユニオン執行部は書き込まれました内容を拝見し、今後の活動の参考にさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

#### 2年連続で給与切り下げ勧告

8月10日、人事院は国家公務員給与に関し、若年層と医療職(一)を除いて月例給0.19%、一時金0.2月の引き下げの勧告を行いました。

[http://www.jinji.go.jp/kankoku/h22/h22\\_top.htm](http://www.jinji.go.jp/kankoku/h22/h22_top.htm)

これは平均で年間9.4万円もの給与切り下げになります。こうして官と民が競い合って2年連続で給与削減させられようとしているのです。これが“内需をさらに収縮させ日本経済を一層悪化させる誤った方針である”と財界のシンクタンクの一つである富士通総研のHPでも指摘されています。

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/column/opinion/201008/2010-8-3.html>

しかも、56歳以上の行政職(一)(千葉大学では「一般職」に対応)6級以上、教育職(一)4級以上(准教授、教授)には一律1.5%のカットを勧告しています。これは、人事院が唱えてきた職務給原則、能力実績主義に反するだけでなく、あからさまな年齢差別でもあります。

これに対して、国公労連(国家公務員労働組合連合)と連合(日本労働組合総連合)は以下のような抗議の声明と談話を発表しています。

<http://www.kokko-net.org/kokkororen/jinkan/index.html#seimei>, [http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2010/20100810\\_1281406755.html](http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2010/20100810_1281406755.html)

#### 人勸の機械的準拠はやめるべき

各国立大学は法人化後、給与等の労働条件は労使の交渉によって決定すべきだという各ユニオン(組合)の主張を「社会の理解が得られない」として退け、人勸の機械的準拠を行って来ました。しかし、本来独立した経営体である国立大学法人は給与等も自主的に決定することを目指すべきなのです。今年こそ人勸の機械的準拠はやめ、あらたな労使関係に踏み出すことを求めるものです。

第1に、国家公務員の給与水準より国立大学職員のそれは10%以上低いという現実があります。このことは国立大学職員が国家公務員でなくなったことにより、国家公務員の給与水準が上がったことを意味しています。その上がった水準で行った官民格差是正の人勸を、10%以上給与水準の低い国立大学職員に適用するのは論理的に見ても明らかに不当です。役員会は千葉大学職員の仕事の実態を踏まえて独自に官民格差を調査し、その上で職員賃金水準を労使交渉の場で提示すべきです。それは独立した経営体の雇用者の責務だと考えます。

第2に、職階と関係なく56歳以上の一部教職員への一律1.5%カットは国立大学の現状からみてもとりわけ不適切です。まず教員については准教授と教授が対象ですが、65歳定年の10年前、現場で中心となって働いている教員に対して1.5%カットは行うべきではありません。まして権限上制約のある准教授に適用すべきではありません。職員の場合、部局の事務長クラス以上が対象となると思われますが、部局長とともに部局運営の中軸を担いながら給与上、正当に処遇

されているとはいえない事務長クラスまで1.5%カット対象とすることはやめるべきだと考えます。

## 非常勤職員殊遇改善については直ちに実施を

人勸では非常勤職員殊遇改善に関しては、(1) 日々雇用の仕組みを廃止して、「期間業務職員制度」という新たな任用制度を創設し、「3 年上限」を設けない(2) 育児休業や介護休暇などの適用拡大を行う、としています。これは均等処遇への前進として評価されます。この勧告ならびに改正人事院規則に基づいて千葉大学の非常勤職員処遇改善を直ちに行うことをユニオンは求めるものです。

### 教職員作品展2010：今秋も、教職員交流の場として、26回目の「職員総合作品展」を開催します。

会場は工学部・松韻会館1階です。会場の都合で、日程は、大学祭期間と一部かさなる時期の2日間といたします。

出展していただく作品としては、写真・絵画・書道・彫刻・篆刻・フラワーアレンジメント・手芸品などオリジナルの作品に加え、フィールド調査や実験等で発見した美しい自然・現象や文化の紹介(写真、工芸品など)もお寄せください。たくさんのお出展をお待ちしています。

ご自慢の作品、あるいは研究の成果などをご出展いただき、友と語り、大いに交流を深めましょう。お近くのOB、OGの方々にもぜひお声をおかけ下さい。

■期間：11月3日(水)～11月4日(木)

■場所：松韻会館 1階 大会議室

■搬入：11月2日(火)

■申し込み：kenjo@faculty.chiba-u.jp(見城悌治@国際教育センター、043-290-2206)へ、お名前、所属(OB、OGの方々には最終の所属先をお知らせ下さい)、連絡先、作品内容(個数・サイズ情報など)をお知らせください。

今年は、出品者を中心にした「実行委員会形式」で行いたいと考えています。詳細は追って連絡をいたしますが、11月2日の搬入・設営、3、4日の会場待機、4日の撤去などについては、出品者、またユニオン会員等の有志が共同で行う形を取る予定です。

なお、展示パネルについては、松韻会館に仮保管されているものを用いますので、例年のような遠方からの搬入・撤去作業はありません。

## ☆ 第5回駅伝大会、10月9日開催！ 奮って参加を☆

第5回千葉大学駅伝大会を2010年10月9日(土)に実施します。スタート時間は14:40、参加チームも教職員・学

生の自由な参加形態となっています。

スタート・ゴール地点は工学部9号棟裏(生研角地)で、5区間によって距離差を付けた西千葉構内コースです。参加費1チーム2千円。優勝チームに学長杯、2位に走友会長杯、3位にユニオン委員長楯、生協からはブービー賞を。女子優勝チームにも生協からトロフィーが贈られます。参加者全員に生協から参加賞が贈られ、終了後には生協食堂で懇親会も。詳細は構内のポスター、走友会HP(<http://www.tj.chiba-u.jp/~katoh/personal/souyuukai/>)でご確認下さい。

参加申込み締切は9月13日ですが、期日を過ぎてても問い合わせて下さい。

【問い合わせ先】岡野圭子@財務部契約課第2グループ  
e-mail: o-kei@office.chiba-u.jp

### 労働法 Q&A：今年の人事院勧告の内容は、千葉大学の職場にどう影響するのでしょうか？

今年も、8月10日に、人事院より平成22年度の人事院勧告が出されました。内容は別記事に解説があるように、公務員給与の月例給、ボーナスをともに引き下げるもので、特に中高年層については幅広い引き下げが加わっています。国家公務員の場合には、労働条件は法律によって定められますので、人事院勧告に従って給与法の改正が行われ、それに従って今回の人事院勧告の内容が法的効力を持ちます。一方、国立大学法人の場合は、公務員ではありませんので、給与法が改正されても、その内容は大学の教職員の労働条件には直接影響が及びません。しかし、これまで千葉大学を含めた国立大学法人は、人事院勧告や給与法の内容に合わせて法人が定める就業規則(給与規程)を変更し、それによって教職員の俸給額を変えてきました。

国立大学法人も含めた民間の雇用関係に適用される労働法では、「使用者は労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」となっています(労働契約法9条)。なので、昨年度や今回のように、給与額を引き下げる内容の賃金規程の改定は本来できないはずなのですが、一方では、就業規則の変更が「合理的」なものであるときは、労働者が同意しなくとも、就業規則による労働条件の引き下げが法的に許容されています(労働契約法10条)。この合理性があるかどうかは、最終的には裁判所が判断するのですが、実際に訴訟をした場合の結論はともかく、本来は個々の教職員の同意がなければ賃金の引き下げはできないことに留意して、今後の労働条件のあり方を教職員とともに考える姿勢が大学には望まれるところです。

### ◎ ユニオンのおもな活動報告 ◎

8月19日 第3回 執行委員会(於 松戸キャンパス)

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 早乙女英夫 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2010年 月 日

ご氏名:

ご所属: